

役員等報酬規程

社会福祉法人福岡ケアサービス 役員等報酬規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡ケアサービス（以下「当法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等には勤務形態、役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額に基づき評議員会の決議を経て決定し、報酬及び賞与を各人に支給する。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事

1日 5,000円

(2) 監事

1日 5,000円

(3) 評議員

1日 5,000円

3 報酬額は、評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、勤務状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第3条1項の役員等については、金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 第3条2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

- (1) 第3条1項の役員等については、交通費届によって申し出された金額に出勤日を乗じた金額を毎月末日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明ができるものをもって、現金で支払うことができる。
- (2) 第3条2項の役員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 理事會・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程を改正または廃止する必要が生じた場合は、社会福祉法人福岡ケアサービス評議員会の決議を経なければならない。

附則

平成13年4月1日制定の「役員弁償規程」は、平成29年定時評議員会の終結時に廃止する。

2 この規程は平成29年6月15日実施の定時評議員会終結時より施行する。

(平成29年6月15日評議員会決議)